

# 会 議 録

会 議 名	令和3年度第1回野田市公契約審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 会長の選出について (2) 会長職務代理者の指名について (3) 令和2年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告） (4) 令和4年度の工事請負契約に係る最低額について (5) 令和4年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について (6) 業務委託契約及び指定管理協定における賃金水準について (7) 野田市公契約条例の諸課題について
日 時	令和3年11月9日（火）午前10時00分から午前11時50分まで
場 所	市役所低層棟4階 委員会室
出席委員氏名	早川 康平、平岡 将征、森田 耕介、岡田 寿幸、原 崇人
事 務 局	今村 繁（副市長）、宮澤 一弥（総務部長）、大月 聡（管財課長）、初見 龍一（管財課長補佐兼契約係長）、小島 繁樹（管財課契約係主任主事）
傍 聴 者	4人
議 事	
<p>令和3年度第1回野田市公契約審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 開会 管財課長補佐 ただ今から、令和3年度第1回野田市公契約審議会を開会します。 本日の会議は、労働者団体を代表する者として選出されております島村委員が欠席となっておりますが、委員6名中5名の出席がございますので、野田市公契約条例第14条の6第2項の規定により会議は成立しております。 なお、会議録作成のため、録音させていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。 次に、本日は4名の方から傍聴の申出がありましたので、これから入室していただきます。 なお、会議途中でも傍聴の希望があった場合には、会議に支障がないと判断したときは傍聴を認めたいと思いますので、委員の皆様には併せて御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>2 副市長挨拶 副市長 公契約条例について、施行前の準備段階から関わってきておりますが、この10年間で世の中の状況が相当変化しております。条例制定当初は最低賃金が非常に低かったということで、改善することを目的としておりましたが、その点についてはある程度達成できたと思っております。近年においては、最低賃金が条例制定当</p>	

初は予想できなかつたような上昇となっておりますが、最低賃金上がるだけでは、事業者にとっても労働者にとっても労働者の適正な労働条件の確保にはならないと  
思っております。そのような中で、野田市として、どのように公契約条例を運用し  
ていけばよいのか非常に難しい時期にきていると思います。様々な忌憚きたんのない御意  
見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 3 委員紹介

管財課長補佐 次に、委嘱替えに伴い新しく委員となられた方を御紹介させていただきます。

<事務局から新任委員（平岡将征委員）を紹介>

管財課長補佐 続きまして、今年度の人事異動に伴い変更になった事務局職員につい  
て、紹介させていただきます。

<事務局から管財課長を紹介>

### 4 議事

#### (1) 会長の選出について

管財課長補佐 それでは議事1「会長の選出について」に入らせていただきます。

野田市公契約条例第14条の6第1項の規定により、会長が議長となるとされてお  
りますが、今回は、委嘱替えの後、初めての会議であることから、会長が不在とな  
っておりますので、副市長に仮議長を務めていただきたいと思えます。

仮議長 会長の選出につきましては、野田市公契約条例第14条の5第1項の規定によ  
り、委員の互選により選任することとなっておりますが、その方法についてお諮り  
いたします。いかがいたしましょうか。

A委員 指名推選がよろしいと思えます。

仮議長 ただ今、「指名推選」との御意見がありました。御異議ございませんか。

<異議無しの声有り>

仮議長 御異議がないようですので、指名推選により選出いたします。御推薦があり  
ましたらお願いいたします。

A委員 これまでに引き続き、原委員をお願いしてはいかがでしょう。

仮議長 ただ今、「原委員」という御発言がありました。ほかにございますか。

<意見無し>

仮議長 ほかにないようですので、会長は「原委員」にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

<異議無しの声有り>

仮議長 御異議ないようですので、「原委員」に会長をお願いしたいと思います。会長が決まりましたので、仮議長を降りさせていただきます。御協力ありがとうございました。

管財課長補佐 それでは、原会長には、会長席にお進みいただき、御挨拶を頂きたいと思います。

会長 これまでに引き続きよろしく申し上げます。先ほど副市長からもお話がありました、最低賃金が上がっていく中で、職種別賃金の在り方や、これからの公契約条例をどのようにしていこうかという問題など、悩ましいところが多いと思っております。皆さんの<sup>かつたつ</sup>闊達な御意見よろしく申し上げます。

管財課長補佐 ありがとうございました。これからの議事につきましては、原会長に議長をお願いいたします。

## (2) 会長職務代理者の指名について

議長 続きまして、議事2「会長職務代理者の指名について」に移ります。会長職務代理者につきましては、野田市公契約条例第14条の5第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員となっていることから、前職務代理者である岡田委員を指名させていただきます。

岡田委員、御承諾いただけますでしょうか。

岡田委員 承諾いたします。

議長 それでは、岡田委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

## (3) 令和2年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

議長 続きまして、議事3「令和2年度の野田市公契約条例の運用状況について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

B委員 ホームページに市内業者育成のために、下請業者に市内事業者を優先的に利用すると記載されていますが、市内と市外業者の割合はどの程度か教えてください。

管財課長 令和2年度の公契約条例対象工事19件のうち、元請で市内業者は13者、市外業者は6者、下請では延べ61者で、市内業者は9者、52者となっております。

B委員 下請で市内業者は約15%で少し割合が低いと思います。市内の業者では対応できない場合もあると思いますが、市内業者の割合を増やしていかなければならないと思いますので、市内業者の活用を要望します。

また、以前、私の方から導入を求めた、職種（普通作業員）の確認書について、今年度から提出をすることとなりましたが、労働者本人が作業内容を記載できるような欄があればより効果があると思うため、設けてもらいたいと思います。

さらに、立入検査の件数が少ないと思うため、より多くの検査をするよう要望します。実際に現場でどのような作業をしているのか書類だけではなく、現場で調査していただきたいと思います。職種の割合を見ると、普通作業員の割合が多いため、普通作業員がどのような作業をしているのか調査する必要があると思います。

管財課長 職種（普通作業員）の確認書については、今年度から開始したため効果を検証していきたいと思います。また、立入検査のときに、労働者から作業内容について聞き取るような形も検討して、対応していきたいと考えております。

立入検査の件数については、増やすこととします。

C委員 12ページの公契約条例の制定状況について、全ての自治体の状況を網羅されているのでしょうか。

管財課長 職員がインターネットで各自治体の例規を確認して制定状況を把握しております。

C委員 マンパワーで確認ということは、把握していない自治体がある可能性もありますか。

管財課長 見落としがある可能性はあります。

C委員 賃金条項型の条例で職種別賃金を導入している自治体は幾つありますか。

管財課長 野田市を含めて5自治体あります。

C委員 その5自治体と、定期的に協議の機会とか、職種別の最低額をどのように定めるのかといった情報交換や、職種別賃金をほかの自治体にも普及させるような、自治体間の連携は何か考えていますか。

管財課長 後ほど、諸課題の中で触れようと思ったのですが、これまでほかの自治体と積極的に関わってきていないため、公契約条例を制定している自治体と協力関係を築いて公契約条例の普及に努めていきたいと考えております。

C委員 昨年2月に公契約条例の講演会で副市長も登壇されて講演されていましたが、その講演会で、何か反響等ありましたか。

副市長 残念ながら、野田市の方には特にありませんでした。公契約条例制定後、視察等はたくさん来ましたが、前向きな考えでないところも多くありました。昨年来、申し上げておりますが、現在の難しい問題を解決するとなると、野田市が条例で解決できる問題は、ほんの一部で、国が動かないと事業者への支援等解決できないと思っておりますので、公契約条例を制定している自治体と連絡会議のようなものを作りたいと考えております。コロナ禍で対面での会議が困難な状況でしたが、現在は落ち着きつつあり、今後も感染拡大しないようであれば、来年には具体的に行動したいと考えております。

B委員 先ほどの講演会では、ほかの自治体の職員も来ていましたが、条例制定の動きが進んだということは聞いていません。私の所属する団体の各支部には、事業者からの問合せはあったようです。

(4) 令和4年度の工事請負契約に係る最低額について

議長 続きまして、議事4「令和4年度の工事請負契約に係る最低額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 この議事については、来年度は85%で据え置き、引上げについては今後の課題としていきたいということだと思いますので、それを踏まえて御意見、御質問等がありましたらお願いします。

D委員 14ページの表9について、令和2年度の人数の合計が235人となっており、3ページの表の合計275人とは異なりますが、集計が異なるのでしょうか。

管財課長 3ページの表の合計275人は、水道部を含んで集計した人数で、14ページの表9の合計235人は、管財課で執行した契約の人数となっております。

D委員 3ページから水道部執行の人数を引いた人数ということでしょうか。

管財課長 お見込みのとおりです。

B委員 1%でも引き上げていくよう、昨年度も要望しましたが、検討していただきありがとうございます。その上での要望となりますが、事業者の負担を考慮するという必要だと思いますが、例えばインボイス制度が開始されれば、一人親方で売上げが1千万円以下の方は、今まで支払いをしていなかった消費税の負担が増えて生活に直結してしまう部分があります。そのほかにも、国が週休2日制を進めてゼネコンの現場では既に始まっており、その影響を受けて、週休2日制が適用される工事に作業員が流れていっているということも聞いております。これは、作業員不足や、低賃金が原因で起こっていると思います。どの業界でも人手不足とは思いますが、特に建設業では若い入職者の数が減っており、建設業界全体の課題となっております。もちろん、元請業者も利益を出すことが、作業員へ適正な賃金を支払うことにつながり、若い入職者の確保にもつながると思いますので、受注者が適正な利益が確保できるような積算を前向きに検討をお願いしたいと思います。

C委員 今、一人親方の話が出ましたが、資料に記載されている人数は、会社に入っている方と一人親方で自営業の方が混在していると思いますが、消費税等の問題もあって自営業者は支出が多くなるということもあると思いますので、例えば、一人親方がどのような状況となっているか把握しているようであれば教えてください。

副市長 一人親方については、資機材を持ち込まない者だけを対象としており、一人親方を全て条例の対象としているわけではありませんが、人数の把握は可能です。

B委員 市内業者を下請に使うということになった場合、個人事業所で売上げが1千万円以下の事業所が、インボイス制度開始により消費税の負担が増える状況になると思いますので、そのような事業所のためにも、1%ずつでも引上げを検討していただきたいと思います。

副市長 事業者の方にもヒアリングをして、対応可能か検討したいと思います。公契約条例を制定する際にも、事業者の方にどの程度であれば対応できるか協議をした経緯がありますので、令和3年度の賃金の支払状況を見て対応を検討したいと考えております。市内事業者を使うという件については、採算面でいろいろとあると思いますので、その点も含めて、私の方からも直接事業者の方からお話を伺いたいと思います。

議長 この議事について、令和4年度は85%として、それ以降は、令和3年度の実績を見て引上げについて検討していくことで、ほかに御意見がなければ議事4「令和4年度の工事請負契約に係る最低額について」は承認ということよろしいでしょうか。

<異議無しの声有り>

議長 事務局案について承認します。

(5) 令和4年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

議長 続きまして、議事5「令和4年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

A委員 21ページのパターン③の2,015時間から1,884時間に改めることが示されていますが、この時間の根拠は何か教えてください。

管財課長 市の職員の労働時間ですが、2,015時間というものは条例制定時の時間で、パターン③は、現在採用している1,884時間で換算した場合を示しております。

副市長 市職員の1週間当たりの勤務時間が現在は38時間45分で、公契約条例を制定したときは40時間でした。38時間45分に短縮されたときに公契約条例でも反映させるかどうかということを検討しましたが、余りにも金額が上がりすぎて、事業者の負担が相当大きくなるということで、当分は2,015時間にするとし、今でもこれを適用しております。特に、職種別賃金については、他自治体で4団体あると先ほど申しましたが、なかなか職種別賃金が広まらず、採用している自治体でも野田市ほど細かく設定している自治体はないことを踏まえ、事業者の負担を大きくすると他自治体へ広がっていかず、パターン③はなかなか難しいと考えております。

D委員 17ページ(3)に財政負担が過大となった場合と記載がありますが、22ページに記載のパターン①、②、③でいうと、どの辺から過大であると考えてのか教えてください。

副市長 事務局としては、パターン①が必要最低限と考えており、②、③については他の自治体から見ても過大であると思われるのではないかと考えております。この件についても、ほかの自治体の状況も伺っていければと思っております。

D委員 野田市が職種別に最低額を設定するという形で予算を組んだこと自体が、ほかの自治体に比べ、過大ということでしょうか。

副市長 職種別賃金の設定自体はしなくてはならないことだと思っておりますが、他の自治体を見ると、職種別賃金を設定しないところが多く、業務委託契約や指定管理協定で一つの最低額だけを設定しております。その辺は、職種別賃金を導入する影響を、懸念している自治体が多いのではないかと思っております。野田市としては、市全体の財政負担から考えると、それほど大きなものではないということをおし上げていきたいと思っております。

C委員 先ほど、A委員から質問があったところで、所定労働時間について、現在は

1,884 時間になっているということですが、市の一般職の給与を基準とする職種に関して、公契約条例の最低額を算出する場合は、2,015 時間で計算しているということですね。そうすると、市の一般職の給与は1,884 時間を基準として、最低額を定めるときは2,015 時間を基準とするとアンバランスに思いますが、その辺の考えを教えてください。

副市長 平成 21 年 4 月 1 日より、勤務時間を週 40 時間から週 38 時間 45 分に改めております。公契約条例を構想した段階では、2,015 時間としており、1,884 時間にしたいところですが、事業者の負担や市の財政面等、いろいろな影響を考えると、なかなか難しいところです。

C 委員 いずれにしても、現在の算定方法では、令和 5 年度に施設の維持管理事務員等の職種は、最低額が最も低い、施設の清掃業務等を下回る可能性が高いと思いますので、市の一般職の給与を基準とする職種については、次年度以降の課題となりますが、所定労働時間の件を考える必要があると思います。

副市長 職員の給与と最低賃金のそれぞれの上昇率がリンクしないという状況が継続しております。当初、客観的な指標がないといけないということで、職員の給与を指標の一つとしておりました。例えば保育士も職員の給与を基準としておりますが、職員の給与が上がっていないので、実際のところ 1,084 円という時給では、民間でも、市役所の会計年度任用職員でも、この時給では誰も来てくれないといった実態もあります。すぐにできるか分かりませんが、一般職の給与を基準とすること自体が、ずれてきてしまっているのではないかとということも含めて検討したいと考えております。

C 委員 そのとおりだと思いますので、検討をお願いします。

D 委員 23 ページの職種の 신설というところで、介護職員等は国家資格の有無で区分し、国家資格を有する者が 1,077 円、国家資格を有しないものが 1,018 円となっています。34 ページの賃金構造基本統計の資料で、介護職員は 20～24 歳平均が 1,173 円で、世間一般で働く方の時給の方が高く、野田市がそれより低い最低額を設定しているように見えて、公契約条例の趣旨に反するように捉えられないか心配です。

副市長 賃金構造基本統計については、最低基準を定めるものではなく平均となっております。公契約条例については、最低基準だけを定めましたが、熟練労働者や中堅職員はどうするのかといった議論も当然ありました。そうすると、最低基準に連動して、事業者の給料表自体を変更しなければいけないということで、現実的には困難でございました。

今回の介護職員も事業所の方と実際にお話をして、本当は介護職員の処遇改善の問題もあるので、1,077 円を最低額としたかったのですが、それでは事業者全体への影響が大きすぎるということでした。公契約条例は、野田市の業務委託契約や指定管理協定を行っている現場だけに適用されるため、事業者の他の現場とのバランスを調整



すると、そちらにも影響が及ぶため非常に難しい問題で、協議の結果、負担が大きすぎるということでこのような形になりました。

公契約条例は、高い賃金設定をすればよいものではないとも思っております。事業者に対する国からの支援等がないと、正しく反映されないと思っておりますので、これは致し方ないというふうに思っております。

#### (6) 業務委託契約及び指定管理協定における賃金水準について

議長 議事6の話が出ましたが、議事6が提出された趣旨は、前回の審議会において職種別賃金を定めるときに、この審議会でなかなか基礎資料がなくて、客観的に職種間の差が分かるような資料を頂きたいということで、賃金構造基本統計とハローワークの資料が提示されたと思います。正に、議事5を議論する前提として職種間にどのような差があるのかという基礎資料になるものなので、議事5の承認は保留として、議事6の説明をお願いします。

#### <管財課長から説明>

議長 先ほども申し上げましたが、前回の審議会で職種別の差をどのように設けるべきか、もちろん仕事に上下はありませんが、賃金という意味でいうと、この職種とこの職種は全国的にどのようなになっているのかということの調査をお願いした次第であって、飽くまで先ほど説明があったとおり、平均値であり、基準外手当も含まれた金額のため、この金額と最低額を比較してどちらが高いという議論というよりは、職種間の差がどのようなになっているのかという、49ページの表17が分かりやすいと思います。この表17で職種間の差が、賃金構造基本統計やハローワークではどのようなになっているのか、それと公契約条例の最低額との対比のために用意していただいた資料であると認識しています。議事6の説明を踏まえた上で、保留としている議事5も絡めて御意見、御質問等がありましたらお願いします。

C委員 例えば表17の7番目の看護師を見ると、看護師のハローワークの求人賃金下限額は1,567円とされており、こうした現実がある中で、野田市の最低額を1,134円と設定することは、本来、世間一般では1,567円以上の賃金が支払われているのに、なぜ、野田市は低いのかという本来の趣旨とは異なる受け取られ方をされる危惧があると感じました。

飽くまでも、最低額を定めたに過ぎず、この最低額は絶対に下回ってはいけないという基準を設けているだけということを、誤解が生じないように説明する工夫が必要だと思います。

議長 議事6に関しては、職種間の差がどうなっているのかという参考資料として利用するものと私は考えます。保留とした議事5は、令和4年度の最低額を事務局案として示していただき、24ページの3つの職種区分は、最低賃金の上昇率を反映し、市の一般職の給与を基準とする職種と、実際の賃金水準を勘案する職種は据え置き、建築保全業務労務単価を基準とする職種は、単価公表後に決定するというところで、最終的

に御意見があればお願いします。

<異議無しの声有り>

議長 事務局案について承認します。

(7) 野田市公契約条例の諸課題について

議長 続きまして、議事7「野田市公契約条例の諸課題について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見や今後の在り方等がありましたらお願いします。恐らく、幾つかの視点があつて、これから職種別の差をどのように解消することがよいのか、そもそもどのように最低額を決めていくのかという視点、また、公契約条例の賃金を定めていくことの意義であつたり、これから公契約条例をどうやって運用していけばよいのかという視点、あとは、野田市の先駆的な取組を広げるために、他自治体とどのように連携を行っていくのかといった視点、どの分野であつても結構なので忌憚のない御意見をいただければと思います。

A委員 22ページの財政負担について、令和4年度はパターン①となりますが、そう遠くないうちに、パターン①の考え方でも財政負担は増えていくでしょうし、どこかでパターン②や③に舵を切っていくように考えざるを得ないかとも思います。いずれにしても財政負担が大きくなってしまいますが、パターン②と③の比較で財政負担はパターン③の方が大分、大きくなっており、職種別で見ると、パターン②の方が最低額が高いものもありますが、参考までに財政負担を大きくしている職種はどれか把握していれば教えてください。

管財課長補佐 従事する者が多い職種ほど影響があり、パターン②では、清掃業務、図書館業務従事者、保育士、調理員、手選別作業員（障がい者等）に係る負担が大きく、パターン③では、保育士、清掃業務、図書館業務従事者、児童指導員、調理員に係る負担が大きくなっております。

議長 令和4年度の最低額は、先ほど承認したとおりですが、令和5年以降は、更に複雑になってくると思います。令和5年度の最低額についても、本日の審議会と同じくらの時期に審議をしたいと思います。その前に審議会を開催し、事前に令和5年度の推定される最低額を示していただけると議論が深まると思いますので検討をお願いします。

副市長 現在、野田市が一番必要と考えていることは、他自治体との連携です。他自治体がどのような考えであるか、それも含めた上で、最低額を考えていかなければなら

ないと思います。野田市の考えだけで進め、他自治体とかい離してしまうと困るため、次回までに、令和5年度の最低額を示すことは難しいと思いますが、方向性についてお示ししたいと考えております。

議長 来年の同じ時期には、令和5年度の最低額を決めなければならないので、ある程度、野田市としての令和5年度のイメージというものを考えていると思います。今後も最低賃金が3%上昇するという想定の下、最低額を考えていると思います。将来を含めて、職種別の差を考えるとということで、年度が進めば進むほどその問題は大きくなっていくため、令和4年度に関しては、三つの職種区分を上昇させることで収まりましたが、令和5年度は、どこまで広がるのか、そういった数字が見られると議論が行いやすいと思いました。

他自治体との連携についても、どのように進めていくのか、是非そこに関して、どのような自治体と、どのような協議がなされたかなどを次回の審議会で報告していただきたいと思います。

副市長 来年度の最低額を決める前のある程度の方向性というのは当然考えておりますが、条例制定後10年以上取り組んできて、一番はつきりしていることは、やはり国がきちんと取り組んでくれないと前に進まないということです。一番重要なのは、他自治体との連携で国を動かしていくことだと思っております。全建総連の方が各自自治体の審議会に委員として参画されているところが多いため、そのつながりを活用させていただきたく、千葉土建の皆様にも協力をお願いしております。

新型コロナウイルスの感染状況がひどくならなければ、来年には、動き始め、他自治体の考えを踏まえた上で、方向性を次回の審議会でお示ししたいと思っております。

議長 他自治体との連携等について、何か御意見はありますか。

B委員 私の所属する団体では、いろいろな自治体の公契約審議会に委員として参画しています。コロナ禍では、なかなかできませんが、過去には、集まって交流をしていたという話を聞いたことがあります。

副市長からお話を頂いた、他自治体との連携についても、担当に伝えております。野田市の具体的な構想が示されれば、各自自治体の審議会委員に打診して、話を進めていけると思います。

議長 他に御意見等がなければ、この件は継続審議とします。

### 3 その他

議長 続きまして、その他について、事務局からお願いします。

<管財課長から令和3年度立入調査結果について報告>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

<意見なし>

管財課長 次回の審議会の予定について、コロナ禍で確定ではありませんが、他自治体との連携について、まとまり次第、年度内にもう1度開催したいと考えております。

#### 4 閉会

会長 ほかにないようですので、令和3年度第1回野田市公契約審議会を閉会します。